



**中国経済と
日本企業
2015年白書**

**中国经济与
日本企业
2015年白皮书**

目次

ご挨拶-----	4	第11章-----	86	第7章	
2015年建議の共通ポイント--	6	商工会組織		流通・小売業	
エグゼクティブ・サマリー----	8	第3部-----	89	1. 卸売業-----	236
第1部-----	15	各産業の現状・建議		2. 小売業-----	242
中国経済と日本企業の現状		第1章-----	90	第8章	
第1章-----	16	農林水産業・食品		金融・保険業	
中国経済と日本企業の現状		第2章		1. 銀行-----	250
第2部-----	23	鉱業・エネルギー		2. 生命保険-----	256
共通課題・建議		1. 石炭-----	94	3. 損害保険-----	262
第1章-----	24	2. レアアース-----	102	4. 証券-----	270
貿易		3. 電力-----	108	第9章	
第2章-----	28	第3章		観光・レジャー	
投資		建設業		1. 旅行-----	276
第3章-----	32	1. 建設-----	114	2. ホテル-----	282
競争法		2. 不動産-----	120	第4部-----	285
第4章-----	38	第4章		各地域の現状・建議	
税務・会計		製造業		第1章-----	286
第5章-----	44	1. 繊維・アパレル-----	126	華北地域(北京市、天津市、山東省)	
労務		2. 化学品-----	136	第2章-----	302
第6章-----	50	3. 医薬品-----	146	華東地域(上海市、江蘇省、浙江省)	
知的財産権		4. 医療機器・体外診断用医薬品--	152	第3章-----	312
第7章-----	60	5. 化粧品-----	158	華南地域(広東省、福建省)	
省エネ・環境		6. セメント-----	164	第4章-----	320
第8章-----	66	7. 鉄鋼-----	172	東北地域(瀋陽市、大連市)	
技術標準・認証		8. 家電-----	178	第5章-----	324
第9章-----	72	9. 事務機器-----	182	中部地域(湖北省、湖南省、江西省、安徽省)	
物流		10. 電子部品・デバイス-----	188	第6章-----	334
第10章-----	80	11. 自動車-----	194	西部地域(重慶市、四川省、陝西省)	
政府調達		第5章		索引-----	352
		情報通信業			
		1. 情報通信-----	202		
		2. ソフトウェア-----	210		
		3. コンテンツ-----	216		
		4. 広告-----	224		
		第6章			
		運輸業			
		1. 海運-----	228		
		2. 空運-----	232		

ご挨拶

中国日本商会は、2010年から中国の中央政府および地方政府との対話促進を目的として、本白書を発行してきました。2015年版白書はその第6版となります。本白書は中国日本商会および中国各地の商工会組織の日系企業（法人会員8,874社）が直面している課題の分析および解決のための建議を取りまとめたものです。「中国経済と日本企業の現状」「共通課題・建議」、「各産業の現状・建議」、「各地域の現状・建議」の4部に分かれ、全27章、53の建議項目からなっています。

本白書で描かれているのは、日本企業目から見た中国経済の現在の姿にほかならず、中国全土で長きにわたり事業に携わってきた日系企業が、中国での発展を追い求める過程で遭遇したさまざまな課題が浮き彫りになっています。

2015年3月の全国人民代表大会では、中国経済が「新常态」に入っているとの認識と、それを踏まえた上で改めて改革の深化の必要性が強調されました。2015年版白書の建議の主要な訴求点である「公平性の確保」はまさにその改革の深化によってもたらされるものです。本白書の建議には、中国政府が改革の深化を図るにあたり、ヒントとなるものが多く含まれていると確信しています。

振り返ってみれば、中国経済の改革開放において、外資の重要性は計り知れず、中でも日本企業の果たしてきた役割には非常に大きいものがあります。中国日本商会は先人の業績を引き継ぎ、中国の投資環境をさらに良いものとするために、今後も中国の中央政府および地方政府に積極的に建議させていただきます。

本白書は、すべて中国日本商会の会員である企業の方々が仕事の傍ら寄せていただいた玉稿から成っています。本白書の取りまとめにあたり、調査委員会事務局（日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所）が中心的な役割を担いました。また、中国各地の商工会組織との連携では、中国日本商会事務局および上海、大連、広州、青島、武漢、成都の各ジェトロ事務所がその役割を担いました。この場をお借りし、御尽力いただいた方々に心からお礼を申し上げます。

本白書を通じて日中両国の対話が促進され、両国の絆がより強化され、共にさらなる発展に繋がることを切に願っています。

田中 一紹

田中 一紹
中国日本商会会長

2015年建議の共通ポイント

「中国経済と日本企業 2015 年白書」の建議の主要な訴求点は、「公平性の確保」である。

建議の具体的な内容は、次の 3 点に集約できる。

1. 近代的な市場体系の完備

秩序ある競争の行われる市場体系の建設のため、公平競争の障害となっている各種制度の撤廃・見直し、知的財産権制度の一層の改革を要望する。

2. 政府の機能転換

法治政府・サービス型政府の建設のため、行政手続の簡素化・迅速化、許認可・認証の大幅な廃止を要望する。

3. 開放型経済新体制の構築

経済のグローバル化に適応するため、製造・サービス業分野での外資参入制限の一層の開放、グローバルスタンダードのさらなる採用を要望する。

エグゼクティブ・サマリー

中国経済の改革の方向と主要な建議

「改革の全面的深化」に期待

2015年3月の全国人民代表大会では、中国経済が「新常态」に入っているとの認識と、それを踏まえた上で改めて改革の深化の必要性が強調された。そして、2015年は「改革の全面的深化」の鍵となる年で、かつ安定成長と構造調整を実現すべき重要な年でもであるとされた。

日本企業は、2015年が「公平性の確保」された、「透明性の高い」ビジネス環境の整備に繋がる改革の深化が図られる重要な年となるよう期待しつつ、中国政府が改革の深化を図る上で、各種ビジネスなどを通じて積極的に貢献をする構えである。

全国人民代表大会において、中国政府は近代的な市場体系の完備、政府の機能転換、開放型経済新体制の構築を目指し、改革を深化させていくとしているが、日本企業が中国のビジネスの現場で直面している課題を、それぞれの分野で整理すると下記のとおり。

近代的な市場体系の完備

全国人民代表大会における政府活動報告で、市場や社会に委譲すべき権限については、徹底的に手放さなければならないとその決意を述べ、統一的な市場参入制度の実施、公平競争の障害となっている各種規定の撤廃などを進める点を強調したところである。本白書でもこの方向性に対し、市場原理が十分に生きるように、公平競争の障害となっている各種制度の撤廃・見直しを要望する。

- ・**投資**：外資系企業の対中投資のリスクと見られている不透明な制度運営の問題について、法制度解釈の統一運用、制度変更の際の十分な準備期間、諸手続の簡素化・効率化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善を要望する。
- ・**競争法**：独占禁止法第17条（市場支配的地位の濫用）の規制における詳細なガイドラインが存在せず、違法となる場合の境界線が不透明となっていることが、当局の裁量を大きくし、企業の行動上の障害となっている。行動指針としては不十分であり、ガイドラインを公布することによる明確化を要望する。

また、政府活動報告の中で、金利の市場化改革の推進や人民元のグローバル決済サービス体系の充実などを図ると強調した。預金金利の上限緩和、民営銀行の設立認可など金融業の開放拡大、金融市場の多層性と商品の充実化を図るべく各種進展がみられているが、その進展と改革に向けた果敢な取り組みを歓迎したい。ただし、資本取引を中心に規制はまだ残されており、さらなる自由化加速を要望する。

・**銀行**：金融の自由化は、中国の実体経済や企業活動、また金融業の営業環境に大きな影響を与えると思われることから、可能な限り今後の自由化のスケジュールやロードマップを明確にするよう要望する。

・**証券**：中国国内の効率的な資本市場の育成は三中全会でも政府方針として示されているが、日本をはじめとする豊富な投資資金を中国市場に呼び込み、国内資本市場を一層活性化させるためにも、QFII枠・RQFII枠の拡大を引き続き要望する。

さらに、政府活動報告の中で、起業・イノベーションの促進の重要性を指摘し、権利侵害行為を断固取り締まり、発明・創造を確実に保護して、革新の木に枝葉を生い茂らせると決意を示した。知的財産権を専門に扱う裁判所である「知識産権法院」の設置や、商標権の冒認出願問題の解決や商標権の保護の強化につながる新しい規定が導入されるなど進展がみられる。しかし、模倣行為の巧妙化・複雑化が進展しており、情勢の変化に応じた適切な取り組みを要望する。

- ・**知的財産権**：同一者が会社名を変えて模倣行為を行った場合を再犯とする等の再犯認定基準を明確にし、中央および地方を含む工商行政管理局、質量技術監督局、海関、公安による摘発の処罰情報の共有化を要望する。また、再犯を抑止するために、行政機関と公安との間で刑事移送の一層の円滑化をお願いするとともに、海関が所有する情報を権利者に提供する等、権利者との連携も一層密にするよう要望する。さらに、再犯行為に対する厳罰化の法運用を適切に進めていただくとともに、これらの取り組みを全国規模で行うよう要望する。
- ・**知的財産権**：行政機関が模倣業者間の共同行為を権利侵害として認定する関連法規を明確にすることや、意匠権の間接侵害を適用する等の法整備を進めるよう要望する。また、商標が付されていない商品と商標ラベルとが見つかった場合、商標ラベルが商品に付されることを客観的に判断し、商品の押収もできるよう要望する。

政府の機能転換

政府活動報告の中で、行政審査・認可事項の撤廃や下部への委譲を再度数多く行い、非行政許可審査・認可をすべて廃止するほか、地方政府は市場や社会に委譲すべき権限については、徹底的に手放さなければならないと強調した。国務院各部門は2014年に246の行政審査・認可事項を撤廃または下部へ移譲したほか、さらなる管理のイノベーションとサービスの強化を進めている。

行政手続の簡素化・迅速化、必要最低限のものを除いた許認可・認証の廃止は、本白書においても引き続き日

本企業が多くの分野で求めているものであり、一層の積極的な進展を要望する。

- **化学品**：危険化学品登記において、GHS分類(物理化学危険性)に必要なデータおよび登記表上の記載必須物理化学データについて、外国GLP実験室の試験データ、国内の鑑定資質を有する試験機構の試験データ、および権威あるデータベース掲載データ以外に、企業の自己責任で、企業自有データの利用を認めることを強く要望する。また、企業自有データに基づくGHS分類により危険化学品に該当する場合は、化学品物理危険性鑑定を不必要とする等の手続簡素化も併せて要望する。
- **卸売業**：取り扱いアイテムの増加は、卸売業者にとって商量を増やすために不可欠であり、且つ小売業、製造業も含めた業界、バリューチェーンの活性化に繋がらるものであるが、当局に対する経営範囲の拡大申請において、手続に想定以上の時間を要している。また窓口職員によって要求する書類の数・内容が異なることがあるので改善を要望する。

また、政府活動報告の中でも、引き続き過剰生産能力の解消に努め、また、数値目標を掲げつつ、省エネ・排出削減と環境対策の難関攻略にしっかり取り組むとした。既に監督管理の強化や違反企業に対する罰則の厳格化を図るべく「環境保護法」が改正され、また、「深刻な過剰生産能力の削減に関する指導意見」に基づき過剰生産能力の解消が図られている。

これらの取り組みは中国が持続可能な発展を遂げるための有意義なものとして理解しているが、その実施にあたり以下のような点には注意いただきたい。

- **省エネ・環境**：「環境保護法」の改正等によって、法令違反の企業に対する罰則は強化されている。日系企業としては法令遵守については誠心誠意取り組んでいくつもりであるが、法令遵守を適切に行うことができるよう、今後、地方政府等による監視や取り締まりなど執行面において、担当者の恣意的な対応ではなく、内外資問わず統一した基準などに基づく運用がなされることを要望する。また、新たな規制を執行する際、既存設備への適用については、猶予期間・経過措置を設けるなど、必要な配慮を要望する。さらに、中央政府・地方政府、環境NGO等が協力し、違反企業に対する取り締まりの強化と罰則の徹底を図ることを要望する。
- **セメント**：稼働中の製造ラインが法的、科学的根拠を示されずに地方政府から閉鎖圧力を受けることがある。このような閉鎖圧力は、地元従業員の雇用問題の観点から問題であり、かつ、地元経済の発展に貢献していこうとする企業活動の意欲を削ぐものであり、地方政府に対する適切な指導を要望する。

開放型経済新体制の構築

政府活動報告の中で、外商投資の制限類の条目を半減する、「参入前内国民待遇とネガティブリスト管理」方式を積極的に模索することを示した。その後、公表された2015年版外商投資産業指導目録では、2011年版目録と比

較して、制限類をこれまでの79項目から38項目に減少したほか、「参入前内国民待遇とネガティブリスト管理」方式を想定した外国投資法を作成中である。これらは、中国がより開かれた市場となるために、一步前進と評価できる。しかし、経済のグローバル化に適應するため、グローバルスタンダードのさらなる採用を要望する。

- **技術標準・認証**：2014年5月に導入を発表したネットワークセキュリティ審査制度について、外国製品を差別的に取り扱うことのないよう制度・運用面での配慮を要望する。また、銀行業や電気通信業における、コントロール可能な技術の応用によるサイバーセキュリティ強化に当たって、透明なプロセスにより内外無差別に実施することを要望する。
- **情報通信**：2013年5月17日に発表された工信部通[2013]191号「移動通信転売業務試行プランに関する通告」により、基礎通信サービスに民間が参入できる道が開かれた訳だが、外資に対する扱いは、「参入事業者が海外で上場している場合に外資の出資比率が10%未満」と低い状況である。民間に開放する意義は、競争を導入することにより経営効率を上げると共に、サービスの品質を向上することであり、そのためには、外資のノウハウ・経験も入れることで、価格競争に拠らない健全な業界発展にも資するものと考えられる。試行プランが完了して正式展開する際には、中国の顧客に対し、広範囲な選択肢の中から、より顧客ニーズ(品質など)に合致した選択を実施いただけるよう、外資に対する緩和を要望する。

中国経済における日本

中国が成長の質と効率の向上を図りながら経済規模を拡大してきた中で、日本企業はこれまで非常に重要な役割を担ってきた。貿易については、日本は2014年の中国の輸出先として国別では米国について第2位で、金額は1,494億ドルとなった。輸入でも韓国に次いで第2位の1,630億ドルと、中国にとって日本は最も重要な貿易パートナーとなっている。中国は部品などの生産財や機械などの資本財を輸入し、中国での製品化に活用したうえで、世界に向けて輸出しているが、特に基幹部品や工作機械は日本からの輸入が多い。

投資については、中国への進出日系企業数は外資企業全体の7.9%を占める2万3,094社(2012年末)であり、国別ではトップとなっている。直接・間接合わせて約1,000万人以上の雇用を生んでいるとされ、雇用創出面での貢献も大きい。職場環境の整備や福利厚生制度の充実にも努めている。

また、優れた技術・ノウハウ等を保有する日系企業が少なくなく、受発注両面で中国企業の技術力や経営効率の向上、競争力の強化に貢献している。また、一部産業のサプライチェーンにおいては、他に代替のききにくいハイテク製品の基幹部品や特殊原材料の供給における日系企業のプレゼンスも高い。

日本企業は経済がグローバル化し、サプライチェーンが複雑に絡み合った状況の中、今後も中国とともに発展しようとしているものの、下記参考で述べるように情勢の変化を受けて、一部で投資マインドの変化が見られている。

中国とともに発展を目指す日本企業が、これからも引き続き対中ビジネスに積極的に取り組むため、より一層の投資環境の整備が期待される。それはまさに全国人民代表大会において2015年に力を入れて取り組むとした「改革の全面的深化」によってもたらされるものである。改革のさらなる進展に期待したい。中国政府がその改革の深化を図るにあたり、長きにわたり中国で事業に携わってきた日系企業が直面している課題の分析と解決のための建議を取りまとめた本白書にはヒントとなるものが多く含まれると確信している。この中の少しでも今後の政策運営の参考としていただきたい。

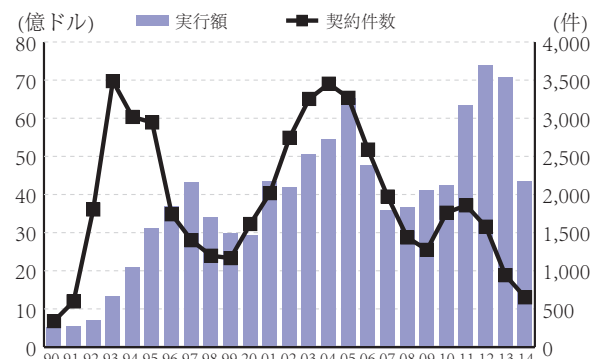
(参考) 日本の対中投資動向

2014年における日本の対中投資は前年比38.8%減の43億ドルとなり2年連続減少した(図1)。2012年には過去最高(74億ドル)を記録したが、2013年後半から減少基調が続いている。人件費の上昇や、労働力の確保の難しさといった中国の投資環境の変化、日本企業のASEANでの事業拡大意欲の高まりなどがその背景にあるとみられる。

中国に進出している日系企業に対して2014年10～11月にジェトロが実施したアンケート調査(図2)では、今後1～2年の事業展開の方向性について、「拡大」と回答した企業の割合は46.5%(前年比7.7ポイント減少)、「現状維持」と回答した企業の割合が46.0%となっている(6.5ポイント拡大、図2)。中国における事業拡大の意向は、2011年と比べると、「拡大」が大きく減少(66.8%→46.5%)した。詳細は省くが、同調査を綿密に分析すると、輸出比率の高い業種で「拡大」の回答比率が低く、内販比率の高い業種で「拡大」の回答比率が高い傾向にある。

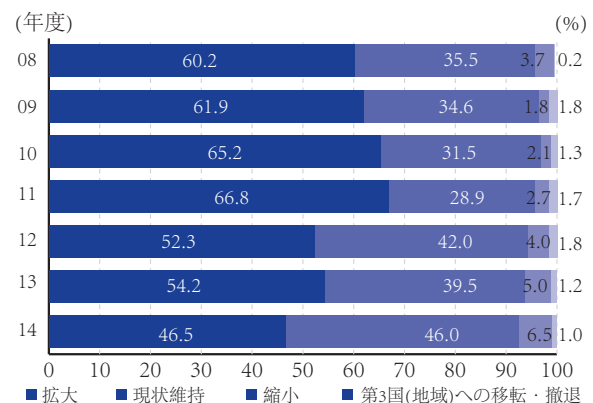
こうした背景には、中国における投資環境の変化を受けて、輸出型企業にとっての中国の優位性が低下していることがあると思われる。その一方で、内販型企業では中国を有望な市場と捉えており、中国市場の開拓を強化する動きが今後も継続するとみられる。

図1：日本の対中投資



※実行額は、2008年まではタックスヘイブン経由の投資を含まず、2009年以降はタックスヘイブン経由を含んでいる。
出所：商務部、CEIC

図2：今後1～2年の事業展開の方向性



出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」